

# 〔第一種奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

記入日

平成 年 月 日

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）の第一種奨学金の貸与を受ける場合又は第一種奨学金の貸与を受けるにあたり入学時特別増額貸与奨学金を受ける場合において、インターネットによる奨学金申込の入力内容又は「奨学金申込書」の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件を確認し、同意のうえ、又以下に記載の個人信用情報の取扱いに関する各同意事項を承認し同意のうえ、機構の諸規程並びに裏面記載事項を遵守し、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととさせていただきます。

借用月額 独立行政法人日本学生支援機構法施行令に定めた額とし、インターネットによる入力又は「奨学金申込書」に記載の貸与月額とする。

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更期日以降は、変更後の月額とする。

借用金額 奨学金交付終了の時期の借用金額の総額。

貸与終期 在学する学校の修業年限の終期まで。ただし、それ以前に借用を終了した場合は、その期日まで。

入学時特別増額貸与奨学金（高等専門学校第1学年から第3学年は除く）

第一種奨学金の貸与を受けるにあたり入学時特別増額貸与奨学金を受ける場合、入学時特別増額貸与奨学金は下記のとおり第二種奨学金（利息付き）となる。

借用金額 独立行政法人日本学生支援機構法施行令に定めた額とし、インターネットによる入力又は「奨学金申込書」に記載の貸与金額とする。

利率と利息 1 利率の算定方法は「利率固定方式」であるがインターネットによる入力が適用される場合は、インターネットによる入力又は「奨学金申込書」に記載の貸与を受けようとする者がインターネットによる入力又は「奨学金申込書」に記載の貸与を受けようとする者が定める。

2 在学中又は返還期限の猶予が認められる場合は、返還期限の猶予が認められる期間から月単位で利息が計算される。

借用方法 第一種奨学金の返還時に、一括して借入金を返還する。

指導教員推薦所見の記入例で確認

学校名	長崎大学	大学	大学院	短期大学	高等専門学校	専修学校	学部・課程・分野	博士前期	学系・専攻・研究所	工学研究科	学籍ID番号	52114999
カブカナ	ナガサキ	ハナコ	〒	852-8521	電話番号（自宅）	090-0000-0000	住所	長崎市文教町999	今住んでる所			
氏名	長崎	花子	性別	男	女							
生年月日	昭和	平成	年	月								

鮮明に押すこと！  
失敗した場合は重ならないよう  
空いているところへ押印する

必ず各自が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。

【個人信用情報同意事項】機構は、個人信用情報機関（以下、「信用情報機関」という）に個人信用情報を提供し、貸与の審査等に活用させていただきます。また、貸与の審査等に必要と認められる場合は、信用情報機関から貸与の審査等に必要と認められる個人信用情報を提供させていただきます。また、貸与の審査等に必要と認められる場合は、信用情報機関から貸与の審査等に必要と認められる個人信用情報を提供させていただきます。

個人信用情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（貸与を受ける者の住所を含む）、電話番号、登録住所の本人情報	下記の情報がいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生日から本契約期間中及び本契約終了日（返済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した貸与の本契約またはその申込の内容等	当該5年日から1年を超えない期間
不届情報	第1回付不届は不届発生日から5ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官職の情報	返済手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する劣情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人前記資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、貸与利用情報提供による加盟会員に対する御礼メッセージ等のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会社によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報提供は次のとおりです。各機関の加盟資格、各機関等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の利用は、各機関で行います（機構ではできません）。

◎提供が加盟する個人信用情報機関

- 全国銀行個人信用情報センター <http://www.aenginkyo.or.jp/pic/index.html> 電話 03-3214-5282

◎提供機関と提携する個人信用情報機関

- 日本信用情報機構 <http://www.jcic.co.jp> 電話 0120-441-451
- アイ・シー <http://www.ics.jp> 電話 0120-810-414

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済等の返済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

本人が未成年者の場合

本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込（保証機関に対する保証委託を含む）に同意の上、それぞれの欄に自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれがいないときは一人）です。親権者がいない場合は、未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人	氏名	(父・未成年後見人)	印	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	電話番号（自宅）	( )	( )
	住所	(〒 - )							電話番号（携帯）	( )	( )
	氏名	(母)	印	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	電話番号（自宅）	( )	( )
	住所	(〒 - )							電話番号（携帯）	( )	( )

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重積受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

奨学生番号記入欄

--	--	--	--	--	--	--	--